

令和2年度学習支援ポータルサイト構築事業に係る業務委託仕様書（案）

本仕様書は、令和2年度学習支援ポータルサイトの作成、運用、保守管理を受託する者が行う業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

令和2年度学習支援ポータルサイト構築事業に係る業務

2 委託業務趣旨

新型コロナウイルス感染症の蔓延等で県内の児童生徒が通学できなくなった場合でも、授業動画や電子教材等をインターネット経由で配信することで、自宅等での学習を支援するポータルサイトを作成、運用及び保守管理する。

3 履行期間

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) ポータルサイトの作成 | 契約締結日から令和2年7月31日まで |
| (2) ポータルサイトの運用 | 令和2年8月1日から令和3年3月31日まで |
| (3) ポータルサイトの保守管理 | 令和2年8月1日から令和3年3月31日まで |
| (4) 説明動画等の作成、公開 | 令和2年8月1日から令和3年3月31日まで |

4 通則

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下「委託者」という。）と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて業務を進めるものとする。

また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、合意した事項に基づき業務を実施すること。

- (2) 受託者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めること。

5 委託業務の内容及び基本方針

委託する業務の内容等は次のとおりとする。

(1) 学習支援ポータルサイトの作成、運用、保守管理

ア 委託者が、ポータルサイトの更新作業等を容易に行うことができるよう、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を使用した構成とする。

イ CMSは、地方公共団体のサイト構築に使用実績があるものとし、セキュリティ、操作性及び保守性を十分有すること。

ウ 業務上必要となる機材、システムソフト等については、受託者が用意し準備すること。

エ ポータルサイトが運用開始されるまでの代替対応期間は、令和2年7月1日から令和2年7月31日までとし、委託者及び委託者が別途指定する者(以下「委託者等」という。)が作成した教員向けの研修動画ファイル、電子教材、電子ファイル等(以下「研修動画ファイル等」という。)を、ストリーミング及びダウンロードできるなどの代替対応を講ずること。

(2) デザイン及び機能

ア 利用者が直感的に操作可能で、かつ必要な授業動画等を見つけやすいデザインとすること。

イ サイト内の検索機能を有すること。

ウ 委託者がコンテンツの追加、削除等を容易であること。

エ スマートフォン及びタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適化できるレスポンシブデザインを取り入れること。

オ ポータルサイトのバナーを作成し、委託者に提供すること。

カ 教師等が作成した授業動画ファイル、電子教材、電子ファイル等(以下「授業動画ファイル等」という。)を、IDやパスワード不要でストリーミングできること。

キ 委託者及び委託者が別途指定する者が作成した教員向けの研修動画ファイル等を、ストリーミング及びダウンロードできること。

ク 授業動画ファイル等のアップロード(又は他のウェブサイトへの動画アップロード及びポータルサイトへのリンク設定による代替も可。)及び研修動画ファイル等のアップロードができること。

ケ 委託者が必要とする団体等(団体等数は740程度を想定)へのID及びパスワードを発行、交付及び管理すること。

コ 授業動画ファイル等及び研修動画ファイル等のアップロード、他のウェブサイトへのリンク設定及びストリーミングの方法等を分かりやすく説明した動画等を受託者が作成し、公開すること。

サ ポータルサイトに委託者が投稿可能な掲示板機能を有すること。

シ 委託者において、児童・生徒による自宅等での学習を支援する独自のコンテンツの提供が可能な場合は、提案すること(任意)。

(3) システム

ア ポータルサイトのドメインを取得し、委託者に提供すること。

イ 委託者等が作成した教員向けの研修動画ファイル等をアップロードするサーバーは、500GB以上の容量を有すること。

ウ サーバーは、データセンタに設置すること。

エ システム(サーバー、ソフトウェア等)のセキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構が作成した「安全なウェブサイトの作り方」改訂第7版の内容を踏まえたものとする。

また、使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。

オ 日本国内で通常利用されているブラウザ(例 safari、Microsoft Edge、Google Chrome)、

OS（例 Windows、iOS、Android）等で支障なく利用できること。

また、利用者が特別なソフトウェアを必要とするシステムとしないこと。

カ 利用者として児童・生徒、教師、県・市町村教育委員会事務局職員など約27万人を想定し、通信速度及びサーバー処理速度に留意して、当該利用者がコンテンツを円滑に視聴できること。

キ 委託者等が各ページの掲載情報の更新が容易にできること。

ク 小学生低学年の児童が簡単に閲覧・検索できる平易な操作性を確保すること。

ケ 24時間365日のシステム稼働状況について、http監視を行うこと。

コ 障害発生時に直ちに対応を行うとともに、具体的なService level agreementを提案すること。

サ アクセシビリティに配慮（JIS X8341-3に準拠）されたものであること。

シ 画面印刷に配慮すること。

ス 他者の知的財産権を侵害しないものであること。

セ 作成に当たっては、階層図案とサイトマップ案を提出し、委託者と協議を行うこと。

ソ 次年度以降の保守・運営経費（サーバーレンタル料、サービス利用料等）が必要最低限となるよう、次年度以降のシステム利用料及びシステム移行経費についても提案すること。

タ 委託者等から操作説明等を求められた場合は、誠実に応じること。

(4) 成果物

ア 本業務で制作したシステム一式

イ システム設計書等のドキュメント

ウ 操作マニュアル 紙媒体2部及び電子媒体（DVD等）1部

エ システムの稼働状況、運用状況等の報告書（令和2年8月1日から令和3年3月31日まで）

オ 上記の他、本業務で受託者が作成した資料等のうち、委託者が指示するもの。

(5) 納品物の提出先

成果物のうち(4)アを除くものを納品物として、提出先は次のとおりとする。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁8階

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

6 協議、打合せ等

委託者が必要とした場合は、本業務に係る協議、打合せ等を行うこと。

また、協議、打合せ等に当たっては、委託者の指示する資料及び情報を提供すること。

7 留意事項

(1) 本業務により制作されるコンテンツの著作権は長野県教育委員会事務局に帰属することとし、長野県教育委員会事務局は当該コンテンツの加工及び二次利用ができること。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県教育委員会事務局は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

- (2) 各制作物については、完成形状態の物と使用している素材の電子データをDVD等のメディアに格納し提出すること。
- (3) (2)の制作物の所有権や著作権は、全て長野県教育委員会事務局に帰属することとし、長野県教育委員会事務局は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。

8 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならないこと。
- (2) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は成果品（本業務の実施に当たり得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならないこと。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

9 その他

- (1) 長野県教育委員会事務局の職員が使用するパソコンは、仮想デスクトップからインターネットに接続する方式であることを踏まえた上で、システムの運用に関し支障が生じないようにすること。
- (2) 企画提案書は、本仕様書に基づき別添様式により作成すること。ただし、上記2の趣旨を踏まえた提案であれば、上記5の委託業務の内容に記載のない提案を拒むものではない。
- (3) 本業務に基づくシステム、サービス等に瑕疵があった場合は、委託者は受託者に瑕疵の保証を求め、又は当該瑕疵の補修とともに損害の賠償を契約金額の範囲以内で請求することができること。
- (4) 本業務に関して委託者及び受託者間に生じた一切の紛争は長野地方裁判所を専属管轄裁判所とすること。